

令和 8 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 26 日（水）

令和 8 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 D 会議室

○ 議事日程

- 第 1 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 50 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 3 議案第 51 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 4 議案第 52 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第 5 報告第 20 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第 6 報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 7 報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 8 報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告につ
いて

出席委員

1 番	岡本	重雄	君	8 番	池杉	隆司	君
2 番	大竹	孝一	君	9 番	石井	保	君
3 番	岩壁	俊彦	君	10番	柿澤	博	君
4 番	齋藤	和子	君	11番	石井	修	君
5 番	川島	忠	君	12番	原田	勝幸	君
6 番	吉田	恵子	君	13番	杉本	剛昭	君
7 番	市川	テルエ	君	14番	高橋	芳嗣	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 5	平牧	直樹	君

欠席委員 4 番 齋藤 和子 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 鈴木 崇夫 君

午後 2 時05分開会

○議長（柿澤博君） それでは、ただ今より令和 8 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、4 番齋藤和子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、13名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。2 番大竹孝一委員、9 番石井保委員、以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（柿澤博君） 日程第 1、議案第49号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は説明後、行います。

2 番大竹委員より説明をお願いいたします。

○2 番（大竹孝一君） 議案第49号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご説明いたします。

令和 8 年 8 月13日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、5 筆、いずれも畑、合計1,944㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、レモン、柿を肥培管理、ネギ、薬物を作付けする予定です。

労働力につきましては、代表取締役58歳、従事日数240日、兼業、従業員等 4 人、延べ従事日数690日でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君） ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（柿澤博君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を説明のとおり、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君） 日程第2、議案第50号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は説明後行います。

区域5平牧委員より、説明をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第50号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件をご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し、農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、3筆、いずれも現況畑、合計826㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年11月1日から令和11年10月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君） ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（柿澤博君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第50号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を説明のとおり決

定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(柿澤博君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(柿澤博君) 日程第3、議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から7番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は説明後、行います。

1番から5番案件については、3番岩壁委員より、6番及び7番案件については、2番大竹委員より、説明をお願いいたします。

始めに、3番岩壁委員より、説明をお願いいたします。

○3番(岩壁俊彦君) 議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から5番案件を一括して、ご説明いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年8月17日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

5筆、いずれも現況畑、合計1,766㎡につきましては、一体として耕作されており、サツマイモ、カボチャ、スイカ、サトイモなどが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人96歳、従事日数150日、専業、子63歳、従事日数300日、兼業、子の配偶者67歳、従事日数300日、兼業、子61歳、従事日数250日、兼業、子58歳、従事日数300日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、2番案件をご説明いたします。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年8月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

2筆、いずれも畑、合計1,109.97㎡につきましては、ハウス内でシクラメン、ミニシク

ラメンが肥培管理されていました。

1筆、畑、504.78㎡につきましては、梅が肥培管理されており、ショウガ、マクワウリなどが作付けされているほか、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,258.78㎡につきましては、ハウス内でツルバキア、ガーベラ、アスターが肥培管理されているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植機、その他一式でございます。

労働力は、本人73歳、従事日数350日、専業、配偶者73歳、従事日数350日、専業、子42歳、従事日数330日、専業、子の配偶者40歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、3番案件をご説明いたします。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年8月12日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

4筆、いずれも畑、合計5,542㎡につきましては、一体として耕作されており、里芋、カボチャ、ナス等が作付けされ、イチジクが肥培管理されているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人74歳、従事日数300日、専業、配偶者71歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、4番案件をご説明いたします。

～4番案件について内容を説明～

4番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年8月17日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

4筆、いずれも畑、合計4,107㎡につきましては、サトイモ、サツマイモ、スイカなどが作付けされ、柿、キンカンなどが肥培管理されているほか、準備中でした。

5筆、いずれも畑、合計2,326㎡につきましては、一体として耕作されており、栗が肥培管理されていました。

2筆、いずれも畑、合計1,056.24㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計2,423㎡につきましては、一体として耕作されており、ネギ、長いもが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、刈払機、田植機、コンバイン、その他一式でございます。

労働力は、本人47歳、従事日数80日、兼業、父75歳、従事日数300日、専業、母76歳、従事日数150日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、5番案件をご説明いたします。

～5番案件について内容を説明～

5番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年8月14日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

8筆、いずれも現況畑、合計1,513.50㎡につきましては、一体として耕作されており、ミニトマト、オクラ、ヤーコン、ウコンなどが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人67歳、従事日数340日、専業、配偶者62歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君） ありがとうございます。

続いて、2番大竹委員より、説明をお願いいたします。

○2番（大竹孝一君） 引き続き、6番及び7番案件をご説明いたします。

～6番案件について内容を説明～

6番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年8月13日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

2筆、いずれも畑、合計1,605㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計898㎡につきましては、一体として耕作されており、ネギ、カボチャ、ミョウガなどが作付けされているほか、準備中でした。

4筆、いずれも現況畑、合計5,220.14㎡につきましては、牛舎、トラクター及び牛糞乾燥機の置場として利用されていました。

2筆、いずれも畑、合計1,116㎡につきましては、オクラ、インゲンなどが作付けされ、梅、柿が肥培管理されているほか、準備中でした。

3筆、いずれも田、合計1,250㎡につきましては、一体として水稻が栽培されていました。

1筆、畑、235㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人77歳、従事日数200日、専業、子46歳、従事日数300日、専業、子45歳、従事日数300日、専業、子の配偶者44歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、7番案件をご説明いたします。

～7番案件について内容を説明～

7番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年8月14日、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

4筆、いずれも畑、合計5,463㎡につきましては、ナス、トルコナス、ミニトマトなどが作付けされているほか、準備中でした。

5筆、いずれも現況畑、合計3,084㎡につきましては、一体として耕作されており、カボチャが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、現況畑、115㎡につきましては、ブルーベリー、イチジクが肥培管理されているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、刈払機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人64歳、従事日数300日、専業、配偶者60歳、従事日数250日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿澤博君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（柿澤博君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第51号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から7番案件を説明のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君） 日程第4、議案第52号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域5平牧委員より、報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第52号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件をご説明いたします。

～1番案件について内容を説明～

本案件につきましては、地権者が令和8年5月12日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、その地権者が主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

本報告に係る買取申出者及び申出事由の生じた者につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

令和8年8月14日、事務局2名と現地調査をいたしました。

買取申出の生産緑地の耕作状況をご説明いたします。

1筆、現況畑、977㎡につきましては、ビニールハウスが建てられており、ハウス内は準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君） ありがとうございました。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（柿澤博君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第52号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件を報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君） 日程第5、報告第20号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第6、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第7、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第8、報告第23号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 報告第20号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書は7ページになります。本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

1番案件及び2番案件となっており、いずれも相続による農地の権利取得の届出となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は8ページ、1番案件から5番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地、共同住宅敷地、ゴミ集積所となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は、9ページから10ページ、1番案件から13番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、ゴミ集積所、店舗敷地、共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第23号、農地法第18条第6項の規定（合意契約）による通知の報告についてご説明いたします。

議案書は11ページになります。

本件は、農地法第18条第6項の規定に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けた案件となります。

1 番案件について、借り手、農地中間管理機構及び地権者から提出されたものであり、合意解約の合意が成立した日は、令和8年5月31日でございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（柿澤博君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君） ご質問がないようですので、報告第20号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第23号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時32分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員